

京都市告示第314号

京都市観光駐車場条例第3条ただし書の規定に基づき、平成19年12月29日から同月31日までの間について、京都市清水坂観光駐車場については、午前0時から午後12時までを、また、京都市嵐山観光駐車場及び京都市銀閣寺観光駐車場については、午前8時から午後5時までをそれぞれ有料供用時間とします。

平成19年12月7日

京都市長 榊本 頼兼

(建設局土木管理部放置車両対策課)